

仕事と生活の調和連携推進・評価部会（第44回）

仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議 合同会議 議事録

1 日時：平成30年6月28日（木）10:00～12:00

2 場所：内閣府本府庁舎3階特別会議室

3 出席者：

<部会構成員>

樋口美雄部会長、飯田隆委員、大曲昭恵委員、甲斐彩子委員、榊原智子委員、佐藤博樹委員、高橋晴樹委員、長谷川真理委員、春川徹委員、山本和代委員
羽柴秀俊日本商工会議所主任調査役（小林治彦委員代理）

<内閣府>

野田内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

武川室長、岡本次長、渡邊次長、田平参事官、南参事官、伊藤（信）参事官、尾崎企画官

<関係省>

人事院：安達専門官（荻野課長代理）

内閣官房内閣人事局：林主査（安岡参事官代理）

総務省：陶山課長補佐（秋本課長代理）

文部科学省：遠藤参事官補佐（伊藤（史）参事官代理）

厚生労働省：福田室長補佐（奈尾参事官代理）、前村専門官（藤枝課長代理）、源河課長

経済産業省：八木室長補佐（小田室長代理）

<説明者>

内閣官房人生100年時代構想推進室：吉田企画官

内閣府子ども・子育て本部子育て支援担当：西川参事官

内閣府子ども・子育て本部（少子化担当）：大床参事官補佐

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室：渋谷室長

厚生労働省労働基準局総務課過労死防止対策推進室：小城企画官

○樋口部会長 それでは、定刻ですので、ただいまから第44回「仕事と生活の調和連携推進・評価部会 仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議 合同会議」を開催いたします。

お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、野田内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から、御挨拶をいただきます。

○野田大臣 皆様、おはようございます。担当大臣の野田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

皆様方には、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組、点検・評価を進めていただいております。誠にありがとうございます。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、経済成長と車の両輪と言われています。私たちが豊かな生活を実現でき、性別、年齢といった多様性を尊重する社会の構築は、我が国の活力と成長力を高め、持続可能な社会の実現につながります。2007年には、政労使のトップによって「憲章」、そして「行動指針」が策定されているところです。

ただ、この10年、社会も大きく様変わりいたしました。とりわけ、私は今、総務大臣をやっているのですが、担当の国勢調査で、これは大正9年から調査が始まっているのですが、2015年の直近の国勢調査において、初めて人口減少に転じたという厳粛な事実がございます。これまで右肩上がりが増えてきたこの国の体質も、大きく様変わりをしていくことになっています。

安倍総理も、先般の解散総選挙を通じて、初めて少子高齢化が国難とおっしゃいました。人口減少は少子化によるものでございまして、これまでそういうことは言っていたけれども、では、実際にそこにドラスティックに問題意識を持って取り組んできたかということ、なかなか人口減少が進むスピードに比べて、政府のほうでは遅きに失したところがあるのではないかと考えています。

おかげさまで、ある意味、デフレ脱却過程の中で就業者数も増えてきている、女性もどんどん働けるようになってきた、有効求人倍率も改善されてきたところまでは大変良いわけですが、これからの試算による人口減少というのは、相当な勢いを持っています。この1年でも約40万人近くが自然減ということは、かつて、恐らく10年前に憲章、行動指針が策定されたときには、想定していなかった事態だと思えます。

それを踏まえて、ぜひ皆様方には、この部会におきまして、現実を直視した、厳しいけれども、若い人たちに将来の夢や希望を与えることができるような、その目安になる憲章・行動指針を踏まえ、さらに力強くしっかり評価をしていただき、取り組んでいただければありがたいと思っています。

言葉というのは非常に難しく、ワーク・ライフ・バランスというのが定着しているので、それをあえて変える気はないのですが、本来、人間の人生というのは、ライフ・ワーク・バランスなのではないかと思えます。自分の人生を豊かにするためにいかに仕事と折り合いをつけていくかということが大事で、先にワークが来てしまうと、ちょっと…となってしまいます。

要は、働けるほうが優位性を持ってしまうということになってしまいます。とりわけ女性がしっかりと社会に定着し、貢献するためには、残念ながら、今、家事や育児や介護というのはワンオペと言われていて、働く女性であっても専業主婦であっても、育児とか、介護とか、行っている男性の比率があまり変わらないのですが、そこら辺のところも問題が多いのかなと思っています。第1子出産後に仕事に戻るのも55%を目標にしたけれども、本来100%なのではないかと思います。子供を産んだからといってやめる必要はないし、やめなければならないこともないし、そこら辺のところのひずみをしっかりと、今後の皆様方の部会の検討の中でも御理解いただければ良いなと思っています。

私は、SNSですごくがんばっている女医さんの文章を読んでいて、はっとした言葉がありました。彼女が目指しているのは、ワーク・ライフ・バランスでも、私が言うライフ・ワーク・バランスでもなく、ベスト・ライフ・バランスなのだと。要するに、すばらしい人生を送るために、どう自分の人生のポートフォリオをつくるかということが大切なのだと書いてあって、はたと気がつくものがございました。今後、人口減少は止まることはありません。止めたいと思っても相当な負荷がかかってきます。これは、今までどおりやってきたことの継続性が難しいという前提に立っていただいて、いろいろな意味で、その先の安定を目指していける評価、また、そういう指針みたいなものを御検討いただければありがたいと思うところであります。

皆様方の真摯な御検討を心から期待申し上げまして、私からの挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○樋口部会長 どうもありがとうございました。非常に心強い御挨拶をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、カメラ撮りの方はここまでとしたいと思います。

(プレス退室)

○樋口部会長 それでは、野田大臣は次の公務のため退室なさいます。どうもありがとうございました。

○野田大臣 よろしく願いします。ありがとうございました。

(野田大臣退室)

○樋口部会長 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、事務局から本日の議事について、説明をお願いします。

○田平参事官 仕事と生活の調和推進室参事官の田平でございます。

まず、参考資料1「仕事と生活の調和推進官民トップ会議の開催について」を御覧ください。

こちらにつきましては、トップ会議で、まず日本経団連の会長と全国知事会の会長が替わられております。したがって、中西委員と上田委員に御就任いただくということでございます。

それから、有識者について、権丈委員の役職が変わられていることと、樋口部会長の御所属が変わられていることで、名簿の一部改正を行っております。

参考資料2を御覧ください。これはこの連携推進・評価部会の構成員のことです。ただいま申し上げました有識者の権丈委員、樋口部会長の変更に加えまして、長谷川委員のお役職が変わっておりますので、変更をするということで、御報告でございます。

以上でございます。

続きまして、内閣府仕事と生活の調和推進室の異動がありまして、新たに企画官として尾崎が着任しておりますので、御報告いたします。

それから、本日の御出欠でございますが、阿部委員、大沢委員、権丈委員、輪島委員が御欠席でございます。また、小林委員が御欠席でございますが、代理として羽柴様に御出席をいただいております。

次に、本日の議題でございますが、議題1としまして「平成30年度の主な点検・評価事項（案）について」を御説明させていただき、御議論いただきます。

次に、議題2としまして「保育等の子育てサービスを提供している数（認可保育所等（3歳未満児））」について御説明させていただきます。

次に、議題3で「報告事項」としております。

以上でございます。

○樋口部会長 それでは1つ目の議題に入ります。資料について、事務局から説明をお願いします。

○田平参事官 事務局でございます。

議題1の「平成30年度の主な点検・評価事項（案）について」御説明させていただきます。

まず、資料1-1と資料1-2を御覧いただければと思います。本日は今年度の第1回目の部会となりますので、年間のおおむねのスケジュールを記載しております。第1回目は本日でございまして、流れといたしましては、先ほど御説明をさせていただいたところになります。本日の議論の後、今年の7月13日に、5年ごとに公表される総務省の就業構造基本調査の最新データが公表される予定になっております。昨年度におきましては、これも5年ごとに公表される社会生活基本調査が公表されたというところで、社会生活基本調査におきましては、行動指針に記載されております数値目標の一つであります「6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間」のデータということで使われておりまして、本部会でも点検、評価を行っていただいたところでございます。

就業構造基本調査につきましては、直接数値目標の指標ということにはなっておらず、数値目標としては「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」ということで、これは労働力調査のデータを引っ張ってきているわけですが、昨年も作成していただき、今年度も作成をお願いしようと思っております「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート」の中で、参考指標として、同調査から、雇用形態別、性別という形でデー

タを掲載させていただいております。数値目標の進捗状況を確認していただく上で参考になるデータであろうということで、就業構造基本調査の公表後に、その内容について分析を行って、次回の会合、11月頃と書いておりますが、そこで御説明をさせていただく予定と考えております。

また、毎年度「仕事と生活の調和レポート」を作成しておりますが、昨年度は社会生活基本調査の分析内容、それから、関連する調査研究の内容等を取りまとめて「仕事と家事・育児・介護の両立に関する現状と取組事例」を特集として掲載しております。後ほどまた御説明させていただきますが、今年度もレポートに特集を設けてはいかがかと考えておまして、本日、ここで今年度の特集のテーマについて御議論をいただき、それを踏まえて次回にレポートの骨子案というものを御報告し、来年2月頃を予定しております第3回目にレポート案をお示しして議論していただく。それで年度内にレポートを公表したいと考えております。そのようなスケジュールを資料1-1で案としてお示ししております。

なお、今後、働き方改革関連法案の動向について、これも御説明をいただく必要があると思っておりますので、厚労省にお願いする形になると思っておりますが、そういう機会も次回以降設けていくことになると思っております。

またこれも後ほど御説明をさせていただきますが、今後、憲章や行動指針の見直し検討を行うことになると思っております。この資料1-1では部会の回数を3回という形で書いてございますが、回数については追加をさせていただくこともあろうかと思っております。その場合にはまた御相談をさせていただきたいと思っております。

ただいま、今年度のレポートにも昨年度同様に特集を設けてはという御説明をさせていただきましたが、資料1-2を御覧いただければと思っております。「1 点検・評価の基本的取組」というところで、この部会でこれまでここ何年も行ってきたものでございますが、数値目標の進捗状況について、青、黒、赤という形でどういう状況で進捗しているのかというところを示させていただいて、それについて最新のデータに基づいて、こういう状況で、そこを見直す必要があるのかどうかということをお諮りしておりますが、そういう基本的な取組について記載をさせていただいております。

2については、さらにそういう取組の中で、平成29年度においては、特に重点的な取組として社会生活基本調査のデータを活用して、レポートに特集を設けるといような取組を行ったところでございます。

30年度においては、1の基本的な取組ということで、引き続き数値目標の進捗状況が青なのか、黒なのか、赤なのかのチェックを行っていただくということに加えて、今年度も今から御提案するような内容、それ以外のものも含めてテーマを決めていただいて御議論いただき、それをレポートの中に特集として掲載することとしてはいかがかということ事務局としては考えております。

そのような形でよろしければ、テーマとして考えられるものとして、案の1としましては、先ほども御説明をさせていただきましたが、5年ごとに公表される就業構造基本調査

が7月に公表されるということですので、その調査データに基づいて、関連する「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」に関するデータとして分析をしていくこととしてはいかがかというものでございます。

案の2としましては、数値目標の指標としている「自己啓発を行っている労働者の割合」は「進捗していない」、いわゆる赤という状況になっておりますので、このあたりについて重点的に点検・評価を行ってはいかがかということをお提案させていただきたいと思っております。

さらに、それ以外にも議論する必要があるのではないかとこのものがございましたら、本日御提案をいただいて、ここで案の1、案の2、その他委員の皆様から御提案いただいたテーマ案について御議論をいただいて、テーマを決めていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

決めていただいたテーマにつきましては、内容によっては関連するデータだとか調査研究などが無いというケースもあろうかと思っておりますので、その場合はまたそういうものがあるかどうかのチェックをして、その上で改めて御相談するような形にしたいと思っておりますので、本日、まずは議論をいただければと思っております。よろしくお願いたします。

○樋口部会長 ありがとうございます。

赤、青、黒というのは、どこを見れば良いのですか。

○田平参事官 レポートの87ページを開いていただければと思っております。こちらのほうで数値目標を右側には書いてありますが、現状値というところで、ここで青、黒、赤という形で記載しております。この青、黒、赤にはどういう意味合いがあるのかについては、87ページの一番下の「凡例」を見てください。青が「順調に進捗」ということで「目標設定時から2020年の目標値に向けて直線的に進捗すると仮定した場合の直近の想定値を達成している」状況を、黒が「順調ではないものの進捗」はしているという状況を、赤が「進捗していない」ということで「目標設定時の数値より目標までの差が拡大している」状況を示しております、このあたりをチェックすることになると考えております。

○樋口部会長 そうしますと、今の御説明を少しおさらいしますと、要は、87ページにあるような、こういった全て、①から⑬までの項目について、KPIに向かって順調に進んでいるのかどうかということを検証するわけですが、これは全体についてやると。特にその中でもいくつか焦点を当てて深掘りをしたいということになるかと思っておりますが、その深掘り、どこに焦点を当てるとのことについて御議論いただければということだろうと思っております。

その中で、事務局の案としましては、この①から⑬の中の、案の1が⑤の「週労働時間60時間以上の雇用者の割合」について、ここに特に焦点を当てたような深掘りをしてはどうかということ。あるいは、案の2としまして、⑨の「自己啓発を行っている労働者の割合」について行ってはどうかということ。そのほかにも御意見があるかと思っておりますので頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 なかなか目標が進んでいないというのが一つだと思うし、もう一つは、日本のこれからの社会経済の在り方を考えたときに、どういうものを議論したら良いかということで、昨年度は男性の家事・育児の関係で、多分これは女性活躍にとって不可欠な部分で、先ほど大臣が言われたように、働いている女性の夫も専業主婦の夫もほとんど同じような家事・育児時間だという話で、これをどう変えていくかということで深掘りしたということで、去年は良かったなと思うのです。

今年度は、私としては案の2が良いかなと思っていて、人づくり革命のほうでもリカレントがかなり重視されてきているので、これから5年、10年、つまり、今、若い人も含めて60代、70代になっても活躍できるようにしていかなければいけない。そうすると、一人一人が今の仕事ができる、これは当たり前ですけれども、将来、5年後、10年後の変化にも対応できるような、例えば変化対応力とか、知的好奇心とか、学び続けるというのは当然必要になってくると思うので、そういうことを考えると、一つは自己啓発。つまり、仕事以外に自分から進んで学び続けているかどうか、学び続けるというのはどういう人なのか。例えば、単に忙しいから学べないというだけではなく、そういうこともあると思うのですけれども、それは働き方改革のほうで時間はできてくる。時間はあるけれども、学んでいないという人もいると思うので、仕事以外で学ぶという人の状況、あるいは学ぶようになる仕組みは何かみたいなものを少し深掘りしたら良いかと思っています。

これはこれまでの社会生活基本調査でも分かるし、確か就業構造基本調査でも学んでいるか聞いていますね。あるいは、周辺的には国の自己啓発助成金もかなり高額助成をつくり始めたので、ああいうものがどれぐらい使われているのかなどというデータもできるし、あるいは大学とか大学院で社会人がどれぐらい勉強しているのかという周辺データもあると思うので、少しまとめてやっていただくと良いかなと私は考えています。

以上です。

○樋口部会長 どうもありがとうございます。

榎原委員、どうぞ。

○榎原委員 大臣の御発言も伺うことができ、思ったことなのですけれども、この案の1や2が、私もここの部会にふさわしいテーマとこれまで認識していたのですが、野田大臣の問題意識を伺っていて、ライフはバランスよくきちんと基盤ができた上でワークの活躍だと、その前提の基盤のところは足りないではないかという問題意識を強くお持ちだというところを共感して伺いました。

そのような観点から見たら、この87ページでいくと、⑩と⑪、女性の出産後の就業継続が上昇していますけれども、まだ何が隘路になっているのかということをも点検し、セットでその先の保育の政策はどうなのかということをもし点検できたら、今、転換期にちょうどある保育政策、幼児教育政策に非常に資するのではないかと思います。

というのは、御存じのとおり、保育は今、厚労省と内閣府と、幼児教育ということで広

く考えると文科省というように3府省に分かれていて、自治体にとっても関係の施設を運営している人たちにとっても非常に分かりにくい。私たちが取材していても、一体誰がどう舵を取ろうとしているのかよく分からない。どこにどういう制度上の課題があるのかも非常に分かりにくい。誰もオーダーのチェックをしていないのではないかと思われるような状況もある中で、人づくり革命といって幼児教育・保育の無償化という非常に大きな政策が打ち出されている。では、ワーク・ライフ・バランスという観点から見て、保育の政策はどこまで来ていて、あとは何が求められているのかという大括りの整理ができればいいのではないかと思います。

北欧のことを取材して、1970年代、80年代に女性が就業継続するのが普通になっていたときに、社会のいろいろなシステムが転換した最大の軸は保育政策の転換だったと理解しています。日本がずっとやってきたような措置から、子供があまねく保育を受けられるような保育保障というような権利性を大事にした政策に転換していつている。それが日本にも、利用者の人たちはもうそうなっているのに制度がそうならないという中で、いろいろな摩擦が起きているというようにも感じていまして、では、日本は一体どこまで来たけれども、あとは何が課題かということをこういう場で整理できればいいかなと思いました。

以上です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 私もこの⑩のところについて課題意識を持っています。確かにこの数値が上がってきてはいますけれども、いったん仕事をやめた人たちが、その後どのような働き方をしているかということについて追っているものがない。一回やめてしまっただけで非正規になっている人、雇用形態別のいろいろなデータはまだまだ分析が足りないのではないかと思います。

今、榊原委員は保育所のことについてもおっしゃっていましたが、女性が働き続けられない、それから、復職しようとしたときにいろいろなところで支障があるということについても、もう少し深掘りをしていくということも一つできればいいなと思っています。

以上です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

この後、説明があるかと思うのですが、一つは、内閣府で平成30年度に行う調査が予定されているのですが、どういうことを調査するかも含めて、今、ここに出てくるテーマに沿って調査をやってもらおうと思っていますので、それも考慮に入れて決めて御議論いただけたらと思います。

どうぞ。

○大曲委員 今、佐藤委員、榊原委員、そして山本委員からいろいろ御意見が出て、大変参考になる意見がたくさんありますが、案の2というのも非常にワーク・ライフ・ balan

スという意味では、これから人生100年時代を迎えるという中で大変この部分についても良い話題だとは思いますが、先ほどから出ていますように保育の関係、これからのことと言いますと、もう一つ新しく男性の育児休業取得。これが確かに率は伸びているというのがありますが、現在でも3.16と、女性の取得率と比較して目標値も大変低いです。がんばっているところではあっても、男性と女性とを比べたときに、非常に大きな差がある。長時間労働で男性がというところで、女性がどうしてもこちらに偏ってしまうという部分であると、男性と女性とのワーク・ライフ・バランスの比較ということで見ると、男性が育児休業取得をしていくことで、女性がもう少し社会に出て活躍するということにもつながっていく。また、体験する中でも生活という部分で男性にもっと感じていただけるのではないかと思います。できれば女性の保育とあわせて、男性が育児休業をとっていく。そういう意味で、もう少し何か刺激があればとも感じております。

以上です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

そうしますと、今の御提案は⑩、⑪、⑫をセットとして考えたらどうかという御意見ということですね。

どうぞ。

○佐藤委員 今の点で言うと、レポートの122ページ、123ページのところで、女性が第1子出産のところでやめてしまうというのは、皆さん御存じのように、いわゆる妊娠・出産のときに正社員のほうは就業継続率がかなり高くなっているのです。もともと低いのはパート等の人たちなのです。つまり、妊娠前にもう正社員をやめてしまっている人たちなのです。それでパートで働いている人たちなので、ここをどう議論するのかという話になると思うのです。

ですから、勤務先の話かどうか、ここも難しく、結婚・出産でやめて、その後にパートになっている人が実はここは多いのです。だから、全体としてはそういう働き方をしている人が多い。それで全体を引き下げているのですけれども、そこを議論するというところで、保育と直接リンクするかどうかは調べてみなければ分からないのですけれども、もともと例えば123ページの方も、良い悪いは別ですが、出産しても続けるという人は4割なのです。ですから、この背景を議論するという話になっていくだろうと思います。議論する必要がないという意味ではなくて、現状はそういう状況にあるという前提で考えてはということだと思います。

○樋口部会長 ありがとうございます。

実は今、別のところで議論しているテーマで、第1子出産後の女性の継続就業率に地域差が非常に大きいということで、大都市の間でも関西圏と関東で大きな差がある。女性の25歳から40歳までの就業率を見ますと、47都道府県で一番低いのが奈良県で、それに続いて兵庫県、大阪府が並んで、上のほうに逆に今度は北陸のほうが続く就業率が高い。東京は真ん中ぐらいで、東京圏と言いながらも千葉、神奈川、埼玉が低いという、通勤の問題

も含めてということになるかとは思いますが、そういった差があるということを一回分析しておく必要があるのかなとも思っています。全国一律、KPIはそうなっているのですが、そこら辺の事情についてもあわせて検討したらと思っております。

実は保育の問題はこの後御議論いただくKPIとの関連というのもあって、これは役所で言うと担当はどこですか。

○伊藤参事官 内閣府です。後ほど担当している参事官が参ります。そこで御説明させていただきますけれども、指標の立て方ですね。今までの指標が積み上げ形式でということになっていて、前回の会議のときに私から申し上げました32万人という子育て安心プランとの関係での目標設定ができないかということでしたん持ち帰らせていただいたのですが、積み上げは基本なので、そこでやりたいのだけれども、これから積み上げについては地方公共団体から聞きますのでという話を後ほどさせていただきますので、またそこで御議論いただければと思います。

○樋口部会長 榊原委員がおっしゃるように、一本化していないというものの一つの例示は出てくるのかもしれませんが、そこを検討しておく必要があるのではないかという意見もあったかと思いますが、いかがでしょうか。

ほかに御意見がなければ、今、出ております案の中から絞らせていただいてよろしいですか。

そうしましたら、今、事務局が用意しました2つの案、⑤、⑨、これを別個にそれぞれの提案ということですが、それに加えてむしろ⑩、⑪、⑫をセットで点検したらどうかということですが、いかがでしょうか。

○佐藤委員 今、言われた⑩、⑪、⑫、それは当然点検するのですね。大事なのは深掘りするかどうか。

○樋口部会長 そうです。全般的に点検はしますけれども。

○佐藤委員 それは毎年やるので、深掘りするかどうか。そうすると大事なのは、データとか調査とか、両方見ながらやらなければいけないと思うので、重要ではないという意味ではなくて、当然全部、特に進んでいないところはやるという前提で、深掘りするということに、そういう意味で事務局は多分就業構造基本調査が出るということもあって、その両方を考えながら特集テーマを決めることになるのかなと思っております。

○樋口部会長 これは今、かなりいろいろな制約を考えたほうが良いということなのですが、就業構造基本調査、確かに7月に集計結果は公表されるのですが、実際の分析でマイクロデータ、個票というのは、おそらく10月、11月以降になってくるのではないかと思います。それから着手すると、なかなか年度内に出すのは大変かもしれない。事務局がやるということであればもちろんそれでも良いのですが、物理的な時間的な制約というのは大丈夫なのでしょうかとここで聞いても、事務局の案だから大丈夫なのでしょうけれども。

○佐藤委員 事務局は公表データでやられるということだと思っているので、今までマイクロデータを使ったことはほとんどないので。かなり早目に申請しないと難しいので、現状では

公表データでやろうという趣旨だろうと思います。やれるかどうかは別ですが。

○樋口部会長 公表だと今のこういうものはできないのではないかな。多分これは特別集計ですね。

○田平参事官 そこについては公表データと考えていたので、精査させていただきたいと思います。

○樋口部会長 どうですか。多くの方は⑩、⑪、⑫のほうをサポートしているようですが、佐藤先生、どうですか。

○佐藤委員 私も重要度が低いとかどうこう言うつもりはないので、データとの関係を考慮する必要があると考えています。それと、特に男性の子育て参加については昨年度深掘りしているということもあるので、もちろん保育のほうをやるのはよいとは思いますが。

ただ、先ほど私が言ったのは、女性の就業継続には2つあって、子供が生まれて働きにくい要因と、結婚・妊娠、その前で実は仕事をやめて、例えばこれはもしかしたら夫の転勤とかということかも知れませんが、それでパートをやっている人もいますね。だから、多分こちらも保育なのかどうかは少し考えてみたほうが良い。そういう意味では、夫の働き方とか、先ほどの夫が家事・育児をしないからやめなければいけないと。だから、そのかなり前でやめたりパートという働き方を選んでいる。これももちろんそれで良いという意味ではないのですけれども、データを見ると、保育の部分ではない部分までかなり掘り下げる必要はあるかなという気がしています。

○樋口部会長 私も幼児教育の無償化にタッチしてきまして、予算の関係もあって、今年相当に深くいろいろデータ等々もとらないと、各自治体からもそういったものがありますし、国の予算のほうもありますので、現状についての把握はかなり進むのだろうと思いますが、これはどうですか。

○伊藤参事官 後ほどまた説明がありますけれども、将来数値、どこかにこういう目標値があって、それに向けての進みぐあいということになると、現時点では将来数値のアップデートを今年度内にお示しできるのかどうかということもよく分からないところがありますので、そういう観点からの検証は難しいのではないかと考えております。

○樋口部会長 では、先送りして恐縮なのですが、この決定はこの後に数値目標の話が出てきますので、その話を聞いた上でもう一度戻りたいと思いますが、そのような方法でやらせていただきたいと思います。

そうしましたら、議題1はまだペンディングのまま、議題2の「保育等の子育てサービスを提供している数（認可保育所等（3歳未満児））」について議論をしたいと思います。

まず、本数値目標は前回の部会において、次回以降、改めて検討するとされてきました。現状について、内閣府の子ども・子育て本部の西川参事官から説明をお願いします。

○西川参事官 よろしく願いいたします。

では、資料2で御説明させていただきます。

まず、この保育に関する数値目標に関しましては、短期的な目標と中期的な目標、毎年

度、毎年度しっかりやっていく部分と、もう少し何年間か見通していきながら中期的に計画で押さえていくという両輪でやっております。この資料2は中期的といいますか、5年ぐらいの見通しということで行っている作業につきまして、御紹介させていただきたいと思っております。

御案内のとおり、今のこちらの計画では、認可保育所に関しまして、⑩の数値目標ということでございますけれども、少子化社会対策大綱の閣議決定の数字を引用する形でこの数値目標が掲げられておりますが、この少子化社会対策大綱の数字はもともとどのように我々は作業しているのかというのが資料2でございます。

これは市町村子ども・子育て支援事業計画という計画の数字を積み上げているわけですが、丸で4つぐらい掲げておりますが、我々は就学前のお子さん、3歳以上のお子さんであったり3歳未満児のお子さんであったり、保育を利用していたり、あるいは専業主婦の方で保育は利用しないとか、いろいろな全てのお子様方につきまして、この子ども・子育て家庭の状況と需要というものをしっかりと調査をしているということでございます。真ん中より少し上ぐらいのところでございます、需要の調査、状況ということで把握しております。

四角のところにありますとおり、その把握をした上で、大体市町村のほうでは抽出した形でアンケート調査を配ったり、あるいは直接お話を聞くヒアリングをしたりということで、市町村ごと、大きな市町村であれば区域を分けてニーズを把握しているということを作業されている。それを踏まえて、この真ん中の四角のとおり、市町村子ども・子育て支援事業計画というものを子ども・子育て支援法に基づきまして、5か年計画で策定しているということでございます。

このスキーム自体が平成27年度からスタートしておりますので、27年度から31年度末までというのが第1期計画ということで、今度は32年度からの第2期計画ということでございますけれども、この四角の中にあるとおり、量の見込みと確保の方策、つまり、需要と供給、需要がどのくらいあるのか、供給の見込みがどうなのかという需給バランスを、もし供給が足りないのであれば供給をもう少し増やさないといけないということで、計画的な整備ということで、下の矢印になってまいりますということです。

認定こども園であったり、幼稚園であったり、保育所であったり、そういったものの施設が足りませんねとか、あるいは小規模保育とか、家庭的保育とか、そういったものの需要に対して足りない分を供給で満たそうと。

さらにはその下のところで、主に専業主婦の家庭向けということで、地域子育て支援拠点とか、この子ども・子育て支援事業計画は就学前のところを中心としつつも、ただ、小学校のところも一部我々として調査の対象、あるいは計画の対象になってございますので、放課後児童クラブのところもニーズ調査、あるいは供給計画というのでも策定してございます。

ということで、1枚めくっていただきまして、今のとおり、量の見込み、確保の内容、

需要と供給ということで、両方で押さえているということでございます。この量の見込みのところ、現在の利用状況と利用希望ということですが、昨今話題になっております潜在ニーズと申しますか、我々のほうでなかなか捉え切れていなかったところも、育児休業だからといって早く復帰したいという方もいらっしゃるということなので、しっかり潜在ニーズも把握しないとイケない。あるいは、保育所ができるのであれば働こうかしらと供給が需要を生むような場面もございますので、そういったところも丁寧に把握するべきであるということで、潜在的なところも含めて需要を調査しましょうということでございます。下のところでいろいろ書いてございますけれども、需要と供給でギャップがあったり、不足があれば整備していくということで策定してございます。

次のページで言えば、今度は都道府県も市町村ごとの計画をバックアップするような形で、単に全体をホチキスとじするというだけではなくて、最近かなり話題になって、きのうは東京都がこの関係で待機児童対策の協議会を発足させたということでございますけれども、いわゆる広域入所ということで、市町村をまたいで保護者の方も動かれますから、そういったところを都道府県がしっかり調整していこうということで、都道府県の役割もあるということで、こういう都道府県子ども・子育て支援事業計画も同様に策定していると。単に市町村の計画を足し算するだけではなくて、広域的な調整というところは果たしていくということで、今まで以上に役割を強化していくということです。実はこれはこの3月に成立しました子ども・子育て支援法の改正の中で、都道府県の役割をそういった点で強化し、ちょうどタイムリーに昨日東京都のほうで協議会も実際に開催されたということでございます。

戻りますと、こういう枠組みの中で平成27年度から第1期計画ということで5か年間で計画をつくっているということでございますので、今、掲げられている116万人という3歳未満児の数字というのは、この第1期計画をつくる、27年度からスタートするに際して、前年度26年度に皆さん、市町村が計画をつくりましたので、その数字を積み上げた数字として116万人ということを出てきているということでございます。

今、我々として、次の第2期計画に向けまして、作業をスタートしているわけですが、先ほど申し上げました第2期計画に向けての保護者の潜在ニーズも含めた需要調査というものを、我々として市町村向けにマニュアルと申しますか、どういう形で調査票を出したら良いかということ、手引のような形で近く発出する予定でございます。一度実施しておりますので、前回からの基本的な枠組みは変わっておりませんが、先ほどこちらでも話題になりましたとおり、幼児教育無償化があったり、制度的な状況も少し変わってきてございます。そういったことも踏まえた意向の調査をこの夏から年度末にかけて、各市町村ではアンケート調査票を配ったり、あるいは実際にお話を聞いて対面でヒアリングをしたりということで、計画づくりの基本的なデータを集めるということでございます。そして、来年度中に計画を策定していくということで作業を進めていきたいということでございます。

ですから、この116万人に相当する数字は、少子化対策大綱の閣議決定に用いられた数字というのは前は平成26年の秋ごろに出しておりますので、現時点では31年度の夏以降にきちんとした数字というものは積み上がってくるのかなと思っております。

ただ、前段で申し上げましたとおり、この待機児童の対策、あるいは保育の量的な整備というものは、非常に国策の中でも重要度の高い政策でございます。また、今まで見込みよりも待機児童が解消できていないということでもございますので、毎年度しっかり足元の状況も把握した上で年度の計画も当然策定していつているということでございます。

さらにはPRも兼ねて申し上げさせていただきますと、企業主導型保育ということで、今までの市町村を通じた認可保育サービスだけではなくて、企業が主導的に年度の途中でもタイムリーに解消できるように、認可保育なりということであると、通常、年度の初めというところで年度年度の計画でしか整備できないところがほとんどでございますけれども、もっと機動的にできないだろうかということで、市町村の認可ということではないスキームということで企業主導型保育事業というものも現在内閣府主導でスタートしているところでございます。

私からの御説明は以上です。

○樋口部会長 今回の御説明についてこの会議に沿って少し説明しますと、レポートの181ページの数値目標を御覧いただきたいと思いますが、これの⑩の「保育等の子育てサービスを提供している数」で、数値目標の特に認可保育所、これが3歳未満児ということですが、2017年度の数字が116万人という形で入っています。もう既に2018年度に入っているの、この数字をどうするかというような、2017年度のまの数字で据え置きしていくのか、これに代わるような数字を入れるのか、ここに数字がないのであれば空白にするかというようないくつかの案が考えられるかと思えます。

確認ですが、先ほど平成27年度からスタートしている計画ですか。それで計画は31年度までということですね。平成31年、2019年ですので、今、2017年の数字が入っているのはどういうことなのでしょう。

○西川参事官 子ども・子育て支援事業計画というのは平成27年度、つまり、2015年度からスタートするというのでございました。その中間年をちょっと過ぎた2017年度というところが⑩の数字ということで掲げられているわけですが、ここはやや政府としての反省に立ってですが、当時の計画策定に当たっては2017年度あたりが一定のピークといえますか、受け皿整備の一番のピークであろうと。そのあたりでおおむね待機児童の解消もできるのではないかとというのが2015年度、つまり、2014年度のときに計画を策定していますので、その時点の見込みでございましたので、2017年度というところを目標に掲げているということ。2019年度の数字もあったわけですが、2017年度で一応天井になっていくであろうというのが当時の見込みであったものですから、待機児童解消加速化プランにおける目標の設定年度に合わせて2017年度の数字としたほうが良いのかなということだったということでございます。

○樋口部会長　それで、この2017年度の数字が閣議決定されたということで、2019年度の数字は閣議決定はされていないのですか。

○西川参事官　もちろんバックデータとしては我々はオープンにしておいたわけですが、少子化対策大綱においては、毎年度毎年度の全ての年度の数字まで閣議決定する必要はなかろうということで、一番ピークのところで目標として閣議決定するということだったのではないかと推察しております。ただ、18年、19年度の数字もオープンにはしておいたところがございます。

○樋口部会長　という状況だそうですが、これは事務局から何かありますか。

○田平参事官　昨年度来、御議論いただいている、2017年度を終期とする目標ということで、それを2017年度終了する前に改定をしていきたいという形で事務局からもお話をさせていただいて、御議論をしていただき、本来であれば2月の段階で何がしかのものが出せないかということであったわけですが、数字が出せないということですね。

○西川参事官　冒頭申し上げましたとおり、この待機児童の問題というのが、中期的な計画は実はそのとおり待機児童を解消できなかったという反省に立ちまして、第2期計画が策定される前に、既に昨年度から我々は子育て安心プランと銘打ちまして数字は出しているところですが、そういう前段階の5か年計画というのは、待機児童解消加速化プランとタイアップするような形で第1期計画を策定しておりました。今度の第2期計画も子育て安心プランというものとタイアップした形でこれから積み上げていくわけです。そういう中期的なプランももちろん重要だと思っておりますけれども、本当に待機児童解消については待ったなしのテーマだと思っておりますので、年度年度の計画ということも、当然毎年毎年、今も市町村もつくっているところがございます。

今日、私がお邪魔する前にも議題になったようでございますけれども、幼児教育無償化の関係も、皆さん市町村でも非常に心配されていまして、そこは既に来年度に向けての計画整備というところでは市町村でも一部取り込みながら、ニーズ調査は進め始めているということがございます。

あるいは、昨今随分話題になります潜在ニーズといったところもしっかり、保育コンシェルジュというような、特に横浜とか川崎とか大きな市では、一人一人しっかりお話を聞く方というのを置いて、対面で相談に応じておりますけれども、そういった方も通じましてきめ細かく、あるいは居宅外で働いている人だけではなくて居宅の中で働いていらっしゃる方、多様な働き方の方もいらっしゃいますので、従来、我々として保育ニーズを十分つかみ切れていなかったような働き方の方も含めて、きめ細かく把握して、必要なニーズを見込もうということで、これはもう中期的な計画ではなく短期的な計画のところでは、既にスタートしているところがございます。

○田平参事官　先ほどのお話で、2019年度の計画の終期の数字はあるけれども、これは閣議決定されていないということで、そうすると、なかなかこの数値目標に掲載するのは難しいということになりますでしょうか。

それと、先ほどの議題1の中でもお話があったのですが、レポートの特集のテーマとするというところで、その中で、一つに保育の状況も追いかけていく必要があるのではないかというお話があったわけですが、そういうことにもし仮になった場合に、検証するようなデータがそもそも出せるようなものがあるのかどうか。保育の状況について、保育の受け入れ数だとか、そういうところについてのデータとして、今年度中に出せるようなものがあるのかどうかについて教えていただければと思います。

○西川参事官 現在の数値目標として、2017年度の数値、116万人という数字が閣議決定されておりますが、2018年、2019年の数字につきましては、なかなか申し上げにくいのですが、けれども、実はもうここでピークアウトをして保育の利用者数は減っていくのではないかと。これは別にオープンになっている数字ですので隠しようがないわけですが、2014年の11月ごろの我々の子ども・子育て会議という審議会があるのですが、そこに提出した中では、そういう見込みを市町村の計画の積み上げた数字の中では2014年当時は予測していたということでございます。ですから、その数字は今、あることはあるのですが、これは現在の状況に鑑みると、改めてこの数字に変えるという判断は多分ないのだろうと思うのです。

待機児童解消加速化プランという第1期計画とタイアップする形で国で決めていたプランを変えて子育て安心プランというものを策定し、さらに昨年、2兆円パッケージの中でそれをまた前倒しするような、5年間で32万人と言っていたものを3年間でやろうという形で進めているところでございます。

こちらの部会のほうで何かこれに代わるものを出せないかということでございますけれども、事務的に申し上げるのであれば、繰り返しになりますが、この平成26年11月に集計した数字、第1期計画の積み上げ数字ということでございますので、第2期計画の積み上げ数字、2014年11月に5年足せば2019年の10月なり11月にこれとこれに相当するようなものが我々として集計ができてくるということになるわけですが、もう少し早い段階で何らかの形のものがないかというところだろうと思います。さすがに2019年ということでは遅過ぎるのではないかとということだろうと思うのです。何ができるかというのは、今日はお答えを御用意できておりません。

ただ、繰り返しになりますが、こういう中長期的なプランということと短期的なものということは両輪で進めております。中期的な計画というのは、過去、随分我々の計画がうまくいっているとはなかなか言えないと思いますので、その反省に立ちまして、中期的な計画については見直しをし、前倒しもしておりますし、短期的なところは、日々、我々自治体と膝詰めしながら計画を策定しているということでございます。

○樋口部会長 いろいろあるのだなというのはよく分かりましたが、本部会として決めなくてはいけないことというのは、まずまさに181ページの数値目標として、今、認可保育所等について2017年度116万人ということが記載されているわけですね。今年度も何らかの形で記載しなくてはならないわけで、今のお話ですと、この新しい数字が出てくるのは2019

年度ということですから、少なくとも今年度は間に合わないということですね。それはもう間違いない。それに代わって、では、どうするかということで、一つの案は、2017年度の116万人をそのまま今年度も記載するか。それとも、逆に言えば数字がなくなったということですね。2016年度ですからもう過ぎてしまっているわけで、数値目標だといってもということで、何も記載しない。記載しないというのはブランクにする、あるいはバーを引くか、この項目を落とすか。現実的には選択肢はその3つかと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○田平参事官 今の点でございます。樋口部会長からお話がありましたとおり、もう実際にはない数値目標ということになりますので、それをそのまま記載しておくのが適切かどうかというお話かと思えます。

これは、手続的な話になって大変申し訳ありませんが、この数値目標につきましては、行動指針の中の一部ということで、行動指針はトップ会議決定という形になってございます。そういう形で、もし変えるということになりますと、ブランクの形であろうと、項目を削除するという形であろうと、バーを置くという形であろうと、トップ会議に、実際に会議は開かなくても持ち回り決裁という形で行っていく必要があると考えておまして、その手続を踏むかどうかというところが、一点、考慮材料かと考えております。

事務方としてももう少し少子化担当のところどういう形で対応していくのかということろをしっかりグリップしておくべきだったとは考えておりますが、今のような事情もございますので、もし選択肢として可能であればこのままということもいかがかという御提案をさせていただきたいと思えますが、いかがでございましょうか。

○樋口部会長 このままというのは、2017年度116万人という数字を2018年度も使うということでしょうか。ただ、これは困るのでしょうか。昨年目標ですと言われて数字が出されても。

○佐藤委員 確認ですが、注でこの⑩から⑬は少子化社会対策大綱のものをとってきているのですね。そうすると、こちらのほうはこの後の大綱はないのですか。少子化対策の基本計画はこれが一番新しいという理解でよろしいですか。

○伊藤参事官 大綱の改定は、これもまた閣議決定しなければいけなくなりますので、これだけのために閣議決定をやりますということは。

○佐藤委員 だから、この改定したものはないのですね。

○伊藤参事官 ありません。

○佐藤委員 ということは、この数字は改定前の大綱にも載っているのですね。

○伊藤参事官 大綱は3年前につくったままでございまして、それは改定されないまま、そのままになってきているのです。

○佐藤委員 このレポートに記載されているだけではないということですね。

○伊藤参事官 はい。

○佐藤委員 これを改定していないということだから、現状はそちらにも大綱としての数

値は残っているということですね。

○樋口部会長 では、これは生きていると考えて良いのですか。

○佐藤委員 だから、そういう意味ではこの数字は生きているということですね。

○樋口部会長 ただ、結果がすぐ出てしまいますね。

○西川参事官 はい。

○樋口部会長 もう出てしまっているわけでしょう。左側に92万人とある、これは直近のと書いてあるけれども、92万人という数字はいつなのかな。116万人が2017年度の目標で、左側に92万人と書いてありますね。181ページです。

○西川参事官 これは2015年度の数字です。現状というところで。

○田平参事官 今、見ていただいていたのはおそらく181ページかと思いますが、直近の数字については87ページに記載しております。

○樋口部会長 これは105万人ということで、要は達成しなかったということで、結果がもう出ていますという話になってしまいますが。

○吉田企画官 この116万人という目標値は、少子化社会対策大綱では2017年度末の目標となっていますので、それに対応する最新値はまだ出ていないはずです。

○樋口部会長 年度末。それで左側にあるのは、まだ2017年の数字ということですか。

○西川参事官 はい。

○佐藤委員 目標はあくまでも政府で決定しているものとする、書きようは、2020年のものはなくて、2017年しかないということです。それで、データがあるものについては、変な話、実績は「ワーク・ライフ・バランスレポート2018」に載るわけですね。それしか選択の余地なしみたいな気がします。だから、2020年のところに書くと変な感じなのだけれども、2017年の目標と。書きようは、ここに2017年と括弧をして書くにしても。

○樋口部会長 2018年度は2017年度の目標の数字を出すというのも、過ぎたものですからね。

○佐藤委員 変な言い方ですが、今の目標というより過去の目標ということになるのでしょうか。

○樋口部会長 どうぞ。

○田平参事官 数値目標という意味でいうと、先ほど部会長がお示しをされてデータも出された181ページのこれが、現在策定されている行動指針に記載されている数値目標ということになります。それに対して、87ページにつきましては、これは本部会及び連携会議で作成しているレポートの中で、その数値目標に照らして現状値を見て、それで青だとか、黒だとか、赤だとかと評価をしているというものになります。一つ御提案といたしましては、仮にもう評価する対象がなくなってしまっており、それに対して評価はできないだろうということであるかと思しますので、それであれば、場合によってはレポートの中からは落としてしまうという選択肢もあるのかなと思います。

数値目標自体を変えらるとなると、先ほど申し上げましたように各種手続もございますし、

それに代わるようなデータがないというものをブランクだとかバーだとかという形がよろしいのかどうかという話もありますので、そういう点からすると、皆さんの御了解をいただけるようであれば、このレポート上は、当面数値目標が出るまでは評価を行えない、行わないという選択肢もあるのかなと考えております。

○樋口部会長 確認は、これは落とすというのは「認可保育所等（3歳未満児）」という行を落とすと。全部落としてしまう。

○田平参事官 このレポート上はという形にしてはどうかということです。それは、ブランクなりバーという形もあり得るかと思えます。ただ、先ほど申しました181ページの決定されている数値目標は変えず、評価部会として評価をするに当たって、この表の中からバーとかブランクにするという形の対応は可能かと思えます。あくまでもこれは数値目標に基づいて評価部会で、この進捗状況をどう把握するのかというものでございますので、そういう対応も可能かとは思えます。

○樋口部会長 どうぞ。

○佐藤委員 確認なのですが、このレポートは113ページとか114ページがありますね。これもやらないという趣旨なのか。例えば113ページの目標値はあまり意味がないので載せないけれども、ただ、実績はフォローしていくとか、そういう意味での実績の評価は行わないのか。目標との関係での評価はもうできないのですね。ただ、現状どうなっているのかの評価もやめてしまうのかどうかはかなり違うので。

○樋口部会長 評価は今、やろうというぐらいの話だから、評価をやめますというわけにはいかないでしょうね。

○佐藤委員 私もそこはやったほうが良いのではないかという趣旨で、今、確認しようと思っただけ。

○田平参事官 説明不足で申し訳ございませんでした。ここの目標値と照らして現状値を比較して、それがどういう状況になっているのかという意味での評価は行わずということでいかがかと考えております。レポートについては、1年データのメンテナンスを行わないとその次にメンテナンスするときに変な部分もあるかと思えますので、レポートでは引き続きグラフのメンテナンスは行って、87ページに該当する数値目標の部分をバーにするとかブランクにするというやり方があるのかなと考えております。

○樋口部会長 数値目標は閣議決定しているわけで、閣議においてこの数値目標は外しますというのは、これは議論していないでしょう。

○伊藤参事官 していません。

○樋口部会長 ということは、大綱でもそう言っているということは、この2017年の116万人というのが生きていて考えざるを得ないのでしょう。それで逆にこれを記載することが、政府としてということで、子ども・子育てのほうでは良いのかということになると思うのです。そこはどうなのですか。

○西川参事官 いろいろな計画がいろいろある中で日々やっているところもあるものです

から。

○樋口部会長 ただ、載せても構わないというか、載せざるを得ないのでしょうか。

○西川参事官 この子ども・子育て支援法の事業計画を積み上げている数字という性格づけなものですから、これの更新された数字はまだ出てこないということではかないです。

○樋口部会長 ですね。ということは、現行はこれは生きているということですね。

○西川参事官 生きているということです。

○樋口部会長 榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 こういうものにきちんと掲載する数字は手続を踏んだものでないといけないというのは、そのとおりだと思うのですけれども、2014年の段階で2017年度に需要のピークが来るから116万人だと見込んで、その数字が出してあるという御説明ですね。けれども、例えば去年も子育て安心プランで、さらに政府としてはもう閣議決定した数字で保育の目標の上積みをしているわけで、5年に一遍改定する少子化社会対策大綱にずっと合わせるというよりは、アップデートし、政府がきちんと正式決定をした保育の需要の上積みの目標というのは、ちゃんと説明をつければ出せるのではないかと思うのです。

例えば去年の子育て安心プランの32万人を上積みすると、あれは5年分だったと思えますけれども、この116万人の目標はあとどれぐらいになるということなのですか。

○西川参事官 いろいろな計画が必ずしもきっちり整合的にできているわけではないものですから、矛盾があるというわけではないですが、具体的に言えば、例えばこの計画は3歳未満児ということでやっていますけれども、向こうは全体でやっているとか、うまく数字が出てこない。ただ、我々も事務的に、この⑩の数字を入れ替えるのは大変ですけれども、注意書きか何かで少し説明を加えていくみたいなことはできないかというのは、検討させていただきたいと思います。

○榊原委員 32万人の目標の数字には、3歳未満児と3歳以上児の区別すらなかったのですか。

○西川参事官 もちろん我々の中では、事務的にはいろいろな試算はいたしておりますけれども、表に出している中では年齢別のものということでは出していません。

○榊原委員 そこで出せる数字をちゃんと精査していただいて、この116よりも政府の閣議決定で目標値が上がっているということは、例えばここの116を変えなくても、ここに※をつけて欄外で説明するとか、もう少し国民に説明がつくような書き方をさせていただくことはできるのではないかと思います。

○樋口部会長 よろしいですか。

○西川参事官 関係省庁とも相談しなければいけないものですから、持ち帰らせていただきます。

○樋口部会長 今の御提案に沿って検討していただいて、次回にどうするか、実は前回のときにそうだったのでですね。次回に出しますということだったのだけれども、もう一度検討していただいて、次回に出していただくということをお願いできますか。

○西川参事官 ありがとうございます。

○樋口部会長 では、そのようにさせていただきます。

そうすると数字は、このレポート自身をまとめるのは年度末ですから、ここに記載するのは新しい数字がどういう形か分からないけれども、出してもらってということに、別に閣議決定した数字でなくてもここでやる場合には構わないわけですから、そのようにお願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樋口部会長 では、そのようにさせていただきます。

先ほどの議題1に戻ります。何を検討していただくか。今のような状況もお考えいただき、どうするか。

どうぞ。

○佐藤委員 特集を組んだのは去年からだと思うのです。去年も初めからこれを特集にしようとしてやってきたわけではなくて、検討をずっとやって、ここは特集に持っていったほうが良いとやったのだと思うのです。今年度もそうするというの是一案かなと。つまり、一通り通常のようにやり、いろいろなデータを精査しながら、ここは皆さんも深掘りしたほうが良いとか、データで可能だというものを特集に持っていく。つまり、先ほどの議論でこの辺が大事だということは出ていたので、今、決めなくても、去年と同じようにやれば、それが特集に持っていけるように書ければ、それを特集に持っていくという方法もあるなと思いますが。

○樋口部会長 もちろん全方位で行きたいという考えはあるのですが、事務局としては時間のこともありますので、早目に決めていただいたほうが作業にも入れるということもあって、あらかじめ深掘りするのはここと決めてもらったほうが作業を進めやすいということのようです。

○佐藤委員 分かりました。

○田平参事官 当初は佐藤委員がおっしゃられたような形で、御議論いただいたものの中からというようにも考えたのですが、そもそも深掘りするとした場合に、データが集められるかどうかというところもありましたので、それで今日御提案をさせていただいたということになります。場合によっては、関係データがあるかどうかというところだとか、関係する調査研究を見つけ切れるかどうかによって、決めていただいたテーマがちゃんと深掘りできるかどうかというところもありますので、それは今日議論いただいたところも踏まえまして、また検討して11月にはお返しをするような形でできればと考えていますので、できれば、今日、こういう方針でというものをいただくとありがたいと考えております。

○樋口部会長 ということで、時間もありますので、方向として⑩、⑪、⑫を多くの方々が御支持しているようですので、それに沿ってやってみて、データが不足だとか何とか制約があったらほかもということで、そういう方向でよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○樋口部会長 では、皆さんが⑩、⑪、⑫を中心ということですので、データの存在も含めて検討させていただきたいと思います。

どうぞ。

○田平参事官 今の保育の点については、先ほども少子化担当からもお話がありましたので、どこまで深掘りできるかというところは検討させていただきたいと思います。

○樋口部会長 どうぞ。

○榊原委員 できる範囲でがんばっていただければと思うのですが、先ほどの参事官のお話を聞いても、本当に政府の中で、今、大混乱中というのとはとてもよく分かるのです。

ある数字だけでいくことしかももちろん仕方ないのですが、例えばごく最近、野村総研さんが保育の需要の見通しについて、独自のいろいろな発表をされるなど、民間のほうでも実はいろいろやっつけいらっしゃるので、そういった中でこれを取り上げる価値があるというようなものがあれば、柔軟にそういうものも取り上げた上で、政府の施策に何が足りないのかということ。これだけやれましたという発表会ではなくて、何が足りない、何で混乱しているのかを考えることが重要です。

特に先ほどの参事官のお話で明確になったのが、せつかく2014年の段階で全国の市町村の需要調査を踏まえて数字を積み上げたのに、その需要の見通しが全く間違っていたということがはっきりしたわけです。なぜそのようなことが起きたのか、介護保険制度と同じ枠組みでやったはずなのに、介護保険制度のときにはここまでの祖語はなかったのです。なぜこんな失敗が起きたのかということ、ある意味、可能な範囲で明らかにしつつ、改善をしていくためにはどうしたら良いかという建設的なレポートになっていったらと思います。よろしくをお願いします。

○樋口部会長 ありがとうございます。

これは官民トップ会議の下にありますので、官だけではないので、民のほうの評価も含めてということで進めていければと思います。もちろん官というか、担当には御協力いただかないと困るのですが。

議題1、2はそれでよろしいですか。

では、議題3「報告事項」に入ります。

まず、内閣官房人生100年時代構想推進室の吉田企画官から、人づくり革命基本構想について、説明をお願いします。

○吉田企画官 内閣官房人生100年時代構想推進室の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

「人づくり革命」につきましては、昨年9月に発足しました「人生100年時代構想会議」、これは、総理を議長として、関係閣僚、有識者から構成される会議ですが、そちらで検討を行ってまいりまして、昨年の12月に中間報告を取りまとめ、本年6月13日に「人づくり革命基本構想」という形で取りまとめをいたしました。会議の発足と中間報告につ

いて、それぞれこの会議では説明させていただいておりますが、全体像を含めて改めて簡潔に説明させていただきたいと思っております。

3 ページ、「第1章 基本構想の考え方」において、2行目からですが、「人生100年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があります、その重要な鍵を握るのが『人づくり革命』、人材への投資である」としております。

その次に、具体的な内容として、8項目書いてあります。

第1に、幼児教育無償化を一気に加速する。

第2に、最優先の課題である待機児童問題を解消する。2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めるとしております。

第3に、所得が低い家庭の子供たちに限って大学などの高等教育無償化を実現する。具体的には、授業料の減免措置の拡充と給付型奨学金の拡充を行うとしております。

第4に、介護職員のさらなる処遇改善を進める。

この第1から第4までの4項目で2兆円規模の政策を実行するとしております。財源は、来年10月の消費税率の引き上げによる財源の使途の見直しによる1.7兆円と、事業主からの拠出金0.3兆円です。これら2兆円規模の政策を実行して、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入することで「全世代型の社会保障」へと転換していくとしております。

第5に、私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

第6に、何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を抜本的に拡充する。

第7に、人材育成を担う大学を、時代のニーズ、地域のニーズ、産業界のニーズに合った教育機関へ変革するための大学改革を進める。

第8に、意欲ある高齢者に働く場を準備する。

昨年の12月に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定し、その後に構想会議の「中間報告」を取りまとめましたが、その中では、第1から第5までを記載しておりました。その後、本年に入りまして、第6のリカレント教育、第7の大学改革、第8の高齢者の雇用という3つの課題について、人生100年時代構想会議で議論をするとともに、第1の幼児教育無償化と第2の高等教育無償化について、それぞれ有識者会議を開催し、議論を行いまして、それぞれの内容について中間報告以降に新たに決まったことを、第2章以降に記載しております。

「第2章 幼児教育の無償化」について。既に幼稚園、保育所、認定こども園の無償化が決まっておりましたので、これら以外の無償化措置の対象範囲について、保育の必要性がある人を対象とすることや、施設等の対象範囲、上限額などとともに、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指すということに記載しております。

また、あわせて、認可施設への移行を加速化することや、放課後児童クラブの更なる受け皿整備等を内容とする新たなプランをこの夏に策定することを記載しております。

「第3章 高等教育の無償化」は、文部科学省の検討会での議論も踏まえ、対象範囲、支援対象者の要件、支援措置の対象となる大学等の要件など、無償化の具体的措置について記載しております。なお、対象者については、住民税非課税世帯、年収270万円未満世帯の子供達に加え、支援の崖・谷間が生じないように、年収300万円未満の世帯については3分の2、年収300万円から380万円未満の世帯については3分の1の額の支援を行い、給付額の段差をなだらかにします。

8ページ、「第4 大学改革」ですけれども、時代に合った形に大学改革を進めるとしており、9ページ、各大学の役割・機能の明確化、大学教育の質の向上、学生が身につけた能力・付加価値の見える化、経営力の強化、大学の連携・統合等、高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進について記載をしております。

「第5章 リカレント教育」。人生100年時代において、あるいはAI、IoTなどの技術革新が進んでおりますので、22歳まで学んで、そこから40年働いて、その後は老後という社会モデルではなく、学んだ後、働いて、必要に応じてまた学んで、働いてという、そういった循環するような仕組みをつくっていくことが重要です。リカレント教育の受講により職業能力を向上させることができ、それがキャリアアップ、キャリアチェンジにつながる社会をつくっていきます。

具体的な取組としては、教育訓練給付の拡充として、今、7割助成となっております専門実践教育訓練給付について、第4次産業革命スキルなどにも対象講座を広げるとともに、一般訓練給付について、今、キャリアアップ効果の高い講座を対象に給付率を2割から4割へ倍増する。また、産学連携によるプログラムの開発などを行うことや、リカレント教育のために長期の教育訓練休暇がとりやすい仕組み、企業における中途採用の拡大に取り組むこととしております。

「第6章 高齢者雇用の促進」としまして、年齢による画一的な考え方を見直し、全ての世代の人々が希望に応じて意欲、能力を生かして活躍できるエイジフリー社会を目指すということで、65歳以上への継続雇用年齢の引き上げに向けて環境整備を進めることとしております。その際には、高齢者は多様ですので、一律の処遇ではなく成果を重視する評価・報酬体系を構築することや、トライアル雇用など高齢者の雇用促進策などについても盛り込んでおります。

こうした基本構想の内容については、6月15日に決定した「骨太方針2018」に盛り込まれて閣議決定しており、また、総理の指示により、今後もフォローアップ会合を行うこととしております。

以上です。

○樋口部会長 次に、内閣府子ども・子育て本部の大床参事官補佐から、少子化克服戦略会議提言について、説明をお願いします。

○大床参事官補佐 内閣府少子化担当の大床と申します。

お手元の資料3-2を御覧ください。「少子化克服戦略会議提言」とございますが、戦

略会議は松山少子化対策担当大臣の下、いわゆる行政上の私的懇談会として、今年初めに立ち上げられました。

メンバーについては、末尾のページについております。中京大学の松田座長を中心に、NPO、企業、マスコミ、地方公共団体からのメンバーの下で、半年間にわたって議論してまいりました。政府の中におきましても、男女局を始め、厚労省、国交省、文科省、総務省、経産省と、幅広い省庁からオブザーバーとして政務官ないし審議官級をお招きしました。政府は既に待機児童問題、幼児教育の無償化、働き方改革といった分野での取組を進めてきていますが、この戦略会議は既に着手している取組以外のものを対象に、従来の発想にとらわれない幅広い視点からの対応策の検討を行うというテーマのもと、議論を進めてまいりました。

それでは、ポイントについて簡潔に説明させていただきます。1ページ、「Ⅰ. はじめに」と「Ⅱ. 基本的な考え方」というものがございしますが、まず少子化対策というのは、国が何か強制するものであってはいけません。必ず一人一人の結婚や子供を産み育てる希望をかなえるという観点から実施しなければならない、そして、選択の多様性の配慮や、個人の意思決定に介入するものではないことを大前提として掲げております。

2ページ、中ほどの「こうした点を踏まえ」の後に、本提言の視点として、まず「子育ての時間的・空間的・経済的制約を解消し、希望をかなえる」、そして「子育てにあらゆる資源を活かし、負担感を軽減する」という2点のポイントを掲げております。

具体的にどういう施策の提言がなされたかについては、3ページ以下、それぞれのページでひし形のマークがついているところに、具体的な施策例を掲げております。例えば3ページの具体的に考えられる施策の1つ目、男性が育児休業を取得しやすくするための法的な改善策として、育児休業の分割取得に向けた中長期的な検討を行うという提言がございします。こちらについては、育児の時間的制約を解消するという観点から盛り込まれたもので、女性活躍の重点方針2018にも盛り込んでいただきました。

次に、ベビーシッター利用料などの子育て費用にかかる支援の在り方について、税制上の優遇措置の創設の要望につき、引き続き整理・検討を行うという提言、こちらは経済的な制約を解消するという視点のものです。

さらに下に行っていただいて、シニア層の活躍の場の一つとして地域の子育て支援活動に参加していただく。「タマゴ（他孫）育て」とあるのですが、必ずしも血がつながっていなくても、他人の孫でも地域全体で育てていく。そういうネットワークづくりの促進ということで、こちらは先ほどの視点の2つ目、「あらゆる資源の活用」ということになります。

さらにその下のシニア層を始めとする人材や一時預かりサービスのマッチングのために、ITをさらに活用していくという、こちらも「あらゆる資源の活用」という視点になります。

めくっていただいて4ページ、上の方に具体的に考えられる施策の例として、学校や保育園、幼稚園の関連行事について、多様な世帯に配慮した在り方を検討する。これは働き

ながら学校の行事であったり、PTA活動等に参加することが必ずしも容易でないといった方々を念頭に盛り込まれたもので、こちらは時間的制約を解消するものです。

4 ページ、下の方に、さらに時間的制約の改善策として、1 時間単位の有給休暇取得の可能性についても、企業への導入を促進するという提言がございます。1 時間単位の有給休暇取得によって、例えば授業参観であったり、不妊治療であったり、そういうものに柔軟に使いやすくなるのではないかという観点から盛り込まれております。

さらに、企業におけるフレックスタイム制やテレワークの導入、これらは空間的制約の解消という観点から盛り込まれております。

5 ページでは、さらに具体的に考えられる施策、子育て関係施設の集約や、コワーキングスペース整備等の「子育てに寄り添うまちづくり」、これらは高齢者のためのコンパクトシティの視点を子育て世帯にも使えないかという観点で盛り込まれたものです。

6 ページでは、例えば下の方に多子世帯の経済的負担をより軽減する観点から、子育て支援パスポート事業の発展形として、いわゆる「多子割」というものを小売業界であったり、交通業界といった生活に係る分野に広げていけないかという形での提言をいただいております。

最後に、飛んで 8 ページでは、昨今晚婚化・晩産化が進んでいるという実情に基づきまして不妊治療であったり、また妊娠期における経済的支援を強化していくという内容の提言が盛り込まれております。

以上、駆け足になりましたが、新しい視点を含めさまざまな提言をいただいております、今後政府側でもフォローアップを行っていく予定です。

以上です。

○樋口部会長 これは大臣の私的検討会という位置づけですか。

○大床参事官補佐 そういうことになります。有識者の皆様からいただいた提言です。

○樋口部会長 そうすると、これを今後どうするのですか。

○大床参事官補佐 大臣も会見等で申し上げていますが、政府として、まず、できることから速やかに実施してまいります。

○樋口部会長 この中から。

○大床参事官補佐 既存の制度でできるものはその中で進めていき、制度改正が必要なものについては、中長期的に検討を進めるということになります。

○樋口部会長 分かりました。

次は、厚生労働省の過労死等防止対策推進室の小城企画官から、過労死防止対策大綱についての説明をお願いします。

○小城企画官 お手元に資料 3 - 3 を準備させていただいております。

1 枚めくっていただきまして、まず法の概要を御紹介しております。過労死等防止対策推進法につきましては、平成26年に制定されています。その法律に基づきまして、過労死防止対策大綱を定めなければならないとされていまして、現行の大綱は平成27年7月に閣

議決定しています。法律及び大綱において、主たる対策は4本の柱として調査研究、啓発、相談体制の整備、民間団体の活動に対する支援を規定しています。

この大綱につきましては、制定、もしくは見直しをする場合は、過労死等防止対策推進協議会の意見を聞いて、策定をすることとされています。

次のページに、過労死等防止対策推進協議会の概要をお示ししています。基本的には、公労使の三者に加えまして、過労死等で亡くなられた家族会の方々を代表とする当事者代表も入れた四者構成になっています。

1枚めくっていただきまして、現在、この大綱は制定から3年を迎えるということになっていますので、3年を目途に見直しをするとの定めにより、現在大綱の改定を進めているところでございます。現行の柱立てに加えまして、アンダーラインを引いたところですが、大きく見直す点は、一つは、第3のところに数値目標を明確に掲げるということ。第4の1としまして、法律が定める4つの取組、「2 調査研究」以下に加えまして、そもそも行政機関が行う対策を特記して、その項立てをしたということ、これが大きな変更点でございます。

次のページで、まず数値目標につきまして、現行3項目の数値目標を掲げていましたけれども、新たに3つ加えまして、6項目とさせていただく予定です。

1点目、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とするということですが、現行はまだ7.7%です。特に留意して取組を進めるということで、アンダーラインを引いているなお書の記載ですが、いわゆるフルタイムの労働者の60時間以上の雇用者の割合は12.1%と、依然として10%を超えた状況になっていますので、まず、こちらへの対策を重点的に取り組むべきというところを留意点として記載しております。

2点目、年次有給休暇の取得率を70%以上とすることにつきましては、依然として5割を切っている状況です。特にということでアンダーラインを引いていますが、正社員の年休取得日数年間ゼロ日という方々が16%いるという調査結果もございますので、まずこれらの解消に向けた取組も推進するということを特記しております。

3点目、政府として目標に掲げるのは初めてになると思いますが、勤務間インターバル制度について記載しています。制度を知らないという企業は4割程度あるということで、まずこれの半減を目指すこと。とりわけ1,000人以上の企業でも2割は知らないという状況でございますので、まず知らないというところを解消することを目指すということで、20%未満としています。そして、制度の導入企業割合ですが、現行1.4%と非常に低いので、これを10%以上とするという目標を立てております。

4点目、メンタルヘルス対策につきまして、取組事業場は56%にとどまっておりますので、これを80%以上とする。

5点目、仕事上の不安等について相談できる、相談先のある労働者の割合を90%以上とするとしています。現行は7割程度です。

さらにストレスチェックにつきまして、規模50人以上につきましては、ストレスチェッ

クの実施が義務づけられておりますが、その結果を集団分析して、ストレス要因を排除するということが非常に重要です。これは努力義務となっておりますが、37%とまだ低調ですので、60%以上の実施を目指すといったような数値目標を立てさせていただいているところです。

次のページ、具体的な対策の変更点として特記しておりますのは、調査研究の重点対象分野について、自動車運転従事者を始めとして、長時間労働の指摘のある5分野に加えまして、重層下請構造で長時間労働の傾向が見られると指摘のある建設業及びメディア業界を含めました7業種を調査研究対象に拡大して取り組むということとしています。

次のページに、国が取り組む重点対策で大きく見直している点を赤字でお示ししています。まず、労働行政機関における対策につきましては、3点ございまして、長時間の削減に向けた取組として、労働時間の適正把握の徹底を指導すること。過重労働による健康障害防止については、産業医等による面接等の実施。メンタルヘルス対策・ハラスメント防止対策については、そういった事案が生じたところについては、しっかりとした指導を実施していくといったようなことを書いてございます。

最後のページに、勤務間インターバルの推進、あるいは若年者、高齢者、障害者といったような合理的な配慮を要する労働者への取組の推進、こういったものを掲げさせていただいているところです。

以上です。

○樋口部会長 続きまして、総務省の情報流通高度化推進室の渋谷室長から、テレワーク・デイズについて、お願いします。

○渋谷室長 総務省でございます。

資料3-4に基づきまして、手短に御説明させていただきます。

テレワークにつきましては、当たり前に行っている企業がある一方で、導入を躊躇したり、また、制度はあっても利用が進んでいない企業も多いということから、自らやってみることによって、課題ですとかメリット、こういったものを肌で感じていただいて、結果としてテレワークの普及につなげたいという取組でございます。

1 ページ目、もともとロンドンのオリンピックの際にテレワークによって混雑を回避したという事象がございましたので、東京オリンピックの開会式が行われる7月24日をテレワーク・デイと設けまして、全国一斉のテレワークを実施するということを昨年度から行っております。昨年、第1回目につきましては、約950団体、6.3万人に参加していただいて、国民運動としては大きな一歩を踏み出したと考えております。

2 ページ目、交通混雑を緩和する効果が実際にあったというものでございまして、例えば東京メトロ豊洲駅などは、前年に比べると10%、この日は通勤客が少なかったという事象もございました。

3 ページ目、消費電力を削減する効果ということで、テレワーク・デイを実施した企業の中では、例えば18%電力量が少なかったという企業もございました。

4 ページ目、その他の個別の企業の声として、例えばテレワーク・デイによってきっかけをつくる効果があったですとか、今後もやってみたいと思う継続的实施を促す効果があったですとか、あとは5 ページ目、生産性をはかるのはなかなか難しいのですが、実感値として生産性が高まったという声や、あとはワーク・ライフ・バランスの確保ですとか、通勤負担が削減できたので満足度が高かったという声もございました。

こういった声を受けて6 ページ目、今年度はテレワーク・デイズということで、2 日間以上ということで、23日から27日のうちの2 日間以上、24日のテレワーク・デイをコア日として実施するというので、今、取組を進めてございます。中ごろにあります、2,000 団体、延べ10万人の参加を目標とするということで、昨年約2 倍の目標を掲げて、今、各団体等にお願いをしているところでございます。

7 ページ目、今、申し上げたテレワーク・デイズの実施のイメージ、23日から27日のうちの2 日以上ということで、こういったポスターを全国各地に張って、働きかけをしております。この配付資料の提出締切が6 月6 日でしたので、403団体と書いておりますけれども、ホームページでは2 日に1 回更新しております、今の参加団体数は6 月27日現在で816団体ということで、昨年の同時期は421でしたので、倍ぐらいの参加団体数ということで、目標の2,000団体に向けてがんばっております。人数は大規模に、数万、数千の単位で参加をしていただける企業がございまして、目標の10万人は既に超えてございまして、こちらは超える見込みとなっております。目標が全てではないので、できる限り多くの企業や団体にテレワーク・デイズに参加していただけるように、関係府省とも連携をして取組を進めているところでございます。

説明は以上です。

○樋口部会長 次に事務局から、平成29年度に実施した仕事と生活の調和推進に関する調査研究及び今年度、30年度に実施予定の調査研究等について説明をお願いします。

○田平参事官 事務局でございます。

お手元でございます、この「仕事と生活の調和推進のための働き方に制約のある社員に対するキャリア支援の取組事例集」、一昨年度は男性の働き方に関する取組事例集でしたが、昨年度は介護や育児の関係などで、時間的、場所的にいろいろな制約がある、そういう方々に対するキャリア支援や評価制度などをどのようにするかというような取組を、11社の事例を掲載しております。こういった事例集を活用しまして、経済団体の皆様の御協力もいただきながら、今後各種セミナーなどでも御紹介をさせていただき、各企業の取組の推進につなげていきたいと考えております。

資料3-6でございます。「調達におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業評価の推進に関する調査研究報告書」ということで、国等の公共調達における加点評価の取組につきましても、女性活躍推進法の規定に基づきまして、平成28年度から実施されております。この仕組みにつきましても、本部会において企業の評価の枠組みの考え方について御議論をいただいて、そうした議論も踏まえて構築したものでございます。

そうした取組を踏まえて、実際に国や地方公共団体でどのような取組を行っているか、それから、受注者である企業側にもアンケート、ヒアリングを行って、加点評価の取組による認定取得のインセンティブ効果や影響、企業の意識、行動への影響を調査するとともに、さらに国等においては平成28年度から実施しておりますが、地方公共団体にも努力義務という形で取組を進めてくださいということになっておりますので、地方公共団体にどのように普及するかというような方策も載せております。時間の関係で内容の御説明が十分できませんが、資料を見ていただければ幸いです。これも含めて、地方公共団体にこれから普及していきたいと考えております。

資料3-7、これは平成30年度に実施する調査研究ということで、この行動指針における数値目標の期限が2020年までであるということも踏まえまして、どのような形で企業が取組を行っているかや個人の方々がワーク・ライフ・バランスに満足しているのかというようなところを調査して、それで今後の議論の参考にしていきたいと考えております。佐藤委員には座長を行っていただいておりますので、連続性も考えながら議論していきたいと考えております。

参考資料3、昨年度第41回の評価部会で報告をしておりますが、それ以降、閣議や本部等の決定として取りまとめられた政府文書につきまして、ワーク・ライフ・バランス関連施策とかかわるようなものをまとめたものでございます。

参考資料4と5につきましては、関係省庁の御協力もいただいて、ワーク・ライフ・バランス関連施策、それから、予算事項について取りまとめたものでございます。

参考資料6につきましては、先ほどから活用させていただいておりますレポートでございまして、また今年度も作成をしていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○樋口部会長　まとめて御報告をいただきましたが、何か御質問がございましたらお願いしたいと思います。

なお、今年度の調査については、先ほど深掘りする点を決めましたので、それについて特に配慮していただいて、調査を行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

なければ、議題4「その他」でございます。これはちょっとお時間をいただいて御議論いただきたいと思っておりますので、事務局から説明をお願いします。

○田平参事官　前回の部会におきまして、樋口部会長から、憲章及び行動指針の見直しについて、「行動指針に具体的な施策や事業名まで書き込むかどうかという点と、それに照らした場合に、現行の憲章や行動指針のどういった内容について見直し、検討を行うべきかという点について、一定のコンセンサスをいただき、その視点に基づいて検討を行うことにしてはどうか」というお話がございました。事務局におきましても、憲章及び行動指針の策定時、それから、改定時の議論の経緯について御説明をさせていただいたところで

ございます。

それを踏まえまして、樋口部会長から「どこを見直すかということも含めて、次回に改めて提案させていただく」という御指示がございました。本来、今回検討の方向性をお示しして御検討いただくべきところでしたが、今回につきましては、御欠席の団体もありますので、次回、第45回の部会で御議論いただきたいと考えております。その際には、日程調整を十分に行って取り組んでいきたいと思っております。

また、場合によりましては、部会の開催回数を追加させていただくこともあるかもしれませんが、その場合は改めて御相談をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○樋口部会長 先ほど野田大臣からもお話がありましたように、この憲章、行動指針ができましたのが2007年ということで、もう既に11年たっています。2010年には一度見直しをしておりますが、この間、状況も大きく変わってきているということもあって、この憲章、行動指針について、このままで良いのかどうかということも含めて御検討いただく機会を設けたいと思っておりますので、必ずどなたかは欠席していると思っておりますが、本日は欠席の委員がいらっしゃいますので、次回に具体的にそれは提案をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今後の予定について、事務局から説明をお願い致します。

○田平参事官 次回の開催日程につきましては、調整後に改めて御連絡をさせていただきたいと思っております。

また、調整に当たっては、次の新たな日程が入らないように、できるだけ早く調整をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○樋口部会長 今の予定ですと、あと年度内に2回ということですが、状況に応じて追加をさせていただくということになるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

何か皆様から御発言はございますでしょうか。

よろしければ、本日の部会は以上で終了させていただきます。どうもお忙しいところをありがとうございました。